

(7)やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合

必要書類	備考
申立書	・所在地 ・家屋番号 ・家屋の住居表示 ・入居予定年月日 ・現在の家屋の処分方法等 ・入居が登記後になる理由を記入

現住家屋を売却する場合	
①、②のいずれか	当該現住家屋を売却することが確認できるもの
①当該現住家屋の売買契約(予約)書	
②当該現住家屋の媒介契約書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

現住家屋を賃貸する場合	
①、②のいずれか	当該現住家屋を賃貸することが確認できるもの
①当該現住家屋の売買契約(予約)書	
②当該現住家屋の媒介契約書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

現住家屋が借家、借間、寄宿舍、寮等の場合	
①～③のいずれか	現住家屋が申請者の所有家屋ではないことが確認できるもの
①申請者と家主間の賃貸借契約書	
②使用許可証	
③家主の証明書	
現在の住民票	申請者がその家屋に居住していることが確認できるもの

※ 上記の必要書類は例ですので、転入手続き前に登記される場合は事前にご相談ください。

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。